

新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託 特記仕様書 土木設計編の訂正について

誤	正
<p>5 管理技術者等の資格要件</p> <p>受注者は、土木設計において、建築設計とは別に管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(1) 管理技術者</p> <p>管理技術者は、設計業務の運行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（土質及び基礎））、RCCM（土質及び基礎）、又は国土交通省登録技術者資格（地質・土質）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格保有者とする。</p> <p>(2) 照査技術者は、照査業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（土質及び基礎））、RCCM（土質及び基礎）、又は国土交通省登録技術者資格（地質・土質）、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格保有者とする。</p>	<p>5 管理技術者等の資格要件</p> <p>受注者は、土木設計において、建築設計とは別に管理技術者及び照査技術者を定め、発注者に通知するものとする。</p> <p>(1) 管理技術者</p> <p>管理技術者は、設計業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（土質及び基礎又は、都市及び地方計画））、RCCM（土質及び基礎又は、都市及び地方計画）、又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格保有者とする。</p> <p>(2) 照査技術者は、照査業務の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（建設）、建設部門（土質及び基礎又は、都市及び地方計画））、RCCM（土質及び基礎又は、都市及び地方計画）、又は土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）資格保有者とする。</p>